

## ○酒田市広告取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、酒田市が所有する公有財産及び物品への広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲示公有財産及び物品)

第2条 広告の掲示が可能な公有財産、物品は次のとおりとし、広告料金は各別表のとおりとする。

- |                |     |
|----------------|-----|
| (1) 定期航路事業所    | 別表1 |
| (2) とびしまマリンプラザ | 別表2 |
| (3) 飛島定期航路船舶   | 別表3 |
| (4) 乗合バス       | 別表4 |

(掲示できない広告)

第3条 広告は、次の各号いずれにも該当しない場合に限り、掲示することができるものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 政治、選挙活動及び宗教活動に関するもの
- (3) 意見広告及び名刺広告に関するもの
- (4) 風俗営業に関するもの
- (5) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (6) その他市長が不相当と認めるもの

(広告掲示の申込み)

第4条 車体等へ広告を掲示しようとするもの(以下「広告主」という。)は、定められた期日までに、所定の申込書に広告の原稿等を添えて、次の課等へ申し込みをするものとする。

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 定期航路事業所    | 定期航路事業所 |
| (2) とびしまマリンプラザ | 交流観光課   |
| (3) 定期航路船舶     | 定期航路事業所 |
| (4) 乗合バス       | 都市デザイン課 |

2 広告掲示の申込期間は原則1月単位とし、最大12月とする。ただし、継続は妨げないものとする。

(広告掲示箇所)

第5条 広告の掲示箇所は、1広告主につき原則1か所とする。ただし、広告の応募が枠数に満たない場合は、その限りでない。

(広告選考委員会)

第6条 広告掲示の適否の審査等は、広告選考委員会で行うものとする。

2 広告選考委員会の委員は、総務課長、企画調整課長、都市デザイン課長、交流観光課長、まちづくり推進課長、定期航路事業所長で構成し、総務課長が議長と

なる。

(選考方法)

第7条 広報掲示の選考方法は、第3条に掲げる以外の適正な広告であることを審査し、その掲示枠について申込者が多数の場合は、抽選により選考するものとする。

(広告掲示の決定等)

第8条 市長は、掲示を許可した場合は、速やかに申込者に通知するものとする。

(広告掲示料等)

第9条 広告掲示料は、別表に定めるとおりとする。ただし、広告掲示の期間が1月に満たない場合は、日割り計算とする。

2 これらの広告が公共又は公益事業に関するもの若しくは市長が特に認めた場合は、広告掲示料を減免することができる。

3 広告制作費、取り付け経費及び取り外し経費は、広告主の負担とする。

4 広告の取り付け及び取り外しに伴い福祉乗合バスが代車運行となった場合、代車借上げ費用は広告主の負担とする。

(広告掲示料の納入等)

第10条 広告掲示の許可を受けた広告主は、市長が指定する期日までに市の発行する納付書により一括納付しなければならない。

2 既納の広告掲示料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。

(1) 市の都合により広告掲示の許可が取り消されたとき。

(2) 事故、運行休止等により広告の掲示ができなくなったとき。

(3) その他市長が特に認めたとき。

3 還付する広告掲示料は、掲示できなかつた日数に相当する料金を日額計算により返還するものとする。

(広告掲示の許可の取消し)

第11条 市長は、次に掲げるときには、広告掲示の許可を取り消すことができる。

(1) 市長が指定する期日までに広告掲示料を納入しなかつたとき。

(2) その他市長が特に広告掲示に支障があると認めたとき。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、広告の掲示に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月10日制定）

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月14日制定）

この基準中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は平成31年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（定期航路事業所関係）

位置	広告規模 (最少該当区分)	枚数	期間	料金 (税込)	備考
壁面 (指定箇所)	B0版以下	1枚につき	1か月に つき	2,840円	(103cm×145.6cm)
	B1版以下	〃	〃	2,370円	(72.8cm×103cm)
	B2版以下	〃	〃	1,970円	(51.5cm×72.8cm)
	B3版以下	〃	〃	1,650円	(36.4cm×51.5cm)

別表2（とびしまマリンプラザ関係）

位置	広告規模 (最少該当区分)	枚数	期間	料金 (税込)	備考
壁面 (指定箇所)	B0版以下	1枚につき	1か月に つき	2,840円	(103cm×145.6cm)
	B1版以下	〃	〃	2,370円	(72.8cm×103cm)
	B2版以下	〃	〃	1,970円	(51.5cm×72.8cm)
	B3版以下	〃	〃	1,650円	(36.4cm×51.5cm)

別表 3 (定期航路船舶関係)

位置	広告規模 (最少該当区分)	枚数	期間	料金 (税込)	備考
船内 (指定箇所)	B 0 版以下	1 枚につき	1 か月につき	2,840 円	(103cm×145.6cm)
	B 1 版以下	〃	〃	2,370 円	(72.8cm×103cm)
	B 2 版以下	〃	〃	1,970 円	(51.5cm×72.8cm)
	B 3 版以下	〃	〃	1,650 円	(36.4cm×51.5cm)
船内窓ステッカー	50cm×18cm	〃	〃	830 円	
座席カバー	32cm×12cm 以下	〃	〃	200 円	一列単位 (カバーを含め広告主が製作)

別表 4 (酒田市乗合バス関係)

位置	種類	掲示規格	枚数	期間	料金 (税込)	備考
車体全面	全面	1 台	—	1 か月につき	22,000 円	対象：全車両
車体前面	前面マスク	縦 50cm 横 100cm 程度	1 枚につき	1 か月につき	6,600 円	対象：全車両
車体側面	右側面 (ロング)	縦 50cm 横 300cm 程度	〃	〃	9,900 円	対象：全車両 シール貼り
	左側面 (小)	縦 40cm 横 100cm 程度	〃	〃	3,300 円	
車体後部	後部面 (大)	縦 60cm 横 135cm 程度	〃	〃	8,250 円	対象：小型乗合バス シール貼り
	後部面 (小)	縦 30cm 横 125cm 程度	〃	〃	3,850 円	対象：マイクロバス シール貼り

車内	掲示板	縦 59.4cm 横 42cm 程度	1 枚 につ き	1 か 月 につ き	1,980 円	対象：小型乗合バス A2 版(縦)まで
	掲示板小	縦 29.7cm 横 42cm 程度	〃	〃	1,650 円	対象：マイクロバス A3 版(横)まで
	窓用ステ ッカー	縦 18cm 横 50cm 程度	〃	〃	830 円	
	座席カバ ー	縦 12cm 横 32cm 程度	〃	〃	200 円	カバーを含め広告主 が製作
バス 停	バス停 (下記除 く)	縦 5 cm 横 30 cm 程度	〃	〃	1,100 円	
	四面バス 停	縦 42cm 横 29.7cm 程 度	〃	〃	1,650 円	対象：四面バス停の うち最大二面を使用 し各 A3 版(縦)まで